

北栄町スポーツ表彰に関する要綱

平成24年3月29日

教育委員会訓令第3号

改正 平成25年10月29日教育委員会訓令第7号

改正 平成26年10月28日教育委員会訓令第6号

第1条 北栄町及び北栄町教育委員会は、本町の体育、スポーツの発展のため功績があった者並びに優秀な成績を収めた選手及び団体に対して、次の表彰を行う。

- (1) 体育功労賞 長年にわたり、本町の体育、スポーツの発展のため尽力し、顕著な功績があった者
- (2) 優秀指導者賞 長年にわたり、選手の育成強化又はスポーツの普及、指導に貢献した者
- (3) スポーツ最優秀賞
 - ア 全国大会で優勝した選手及び団体
 - イ その他選考委員会で認めた選手及び団体
- (4) スポーツ優秀賞
 - ア 全国大会で入賞又は中国大会で優勝した選手及び団体
 - イ その他選考委員会で認めた選手及び団体
- (5) スポーツ敢闘賞
 - ア 中国大会で入賞した選手及び団体
 - イ 県大会で優勝した選手及び団体
 - ウ その他選考委員会で認めた選手及び団体
- (6) スポーツ奨励賞
第3号から第5号までの賞に該当しない優秀な成績を収めた選手及び団体で選考委員会が認めたもの
- (7) スポーツ特別賞 選考委員会が特に認めた選手及び団体

第2条 被表彰者は、各団体等の推薦に基づき、選考委員会の選考により決定する。

第3条 選考委員会は、次の者で構成し、北栄町長が議長となる。

- (1) 北栄町長
- (2) 北栄町教育長
- (3) 北栄町スポーツ推進委員協議会長

- (4) (一財)北栄スポーツクラブ代表者
- (5) 北条小学校長
- (6) 大栄小学校長
- (7) 北条中学校長
- (8) 大栄中学校長

第4条 表彰年度は、毎年1月1日から12月31日までとする。

第5条 表彰式は、当該表彰年度の翌年2月に行い、表彰状と記念品を贈る。

附 則

この要綱は、平成24年4月1日から施行する。

附 則 (平成25年10月29日教育委員会訓令第7号)

この要綱は、平成25年11月1日から施行し、平成25年1月1日から適用する。

附 則 (平成26年10月28日教育委員会訓令第6号)

この要綱は、平成26年11月1日から施行し、平成26年1月1日から適用する。